

お支払いする保険金の主な内容

損害保険金	次の偶然な事故により契約申込書記載の建物に収容されている家財*1に損害が生じた場合、その再調達価額(新価)*2に基づき算出した損害額を損害保険金としてお支払いします。(ご契約金額(保険金額)が限度) ①火災 ②破裂・爆発 ③落雷 ④建物外部からの物体の飛来・衝突など ⑤給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ ⑥騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為など ⑦風災・雪災 ⑧台風、暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れなどの水災(損害割合が30%以上の場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水による損害が生じた場合) ⑨盗難 ⑩①から⑨まで以外の偶然な事故(1事故につき自己負担額3,000円、支払限度額30万円) ⑪建物から一時的に持ち出した家財の日本国内の他の建物内での①から⑨および⑩の事故(ご契約金額の20%または100万円のいずれか低い額限度) *1 保険の対象となるのは契約申込書記載の被保険者、被保険者と生計を共にするご親族および賃貸借契約書に明記された同居の方が所有する家財です。以下同様とします。 *2 損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力の物を再取得するのに必要な額(新品価格)をいいます。修理可能な場合は新品価格と修理代金のいずれか低い額とします。ただし、貴金属・宝石・美術品などについては時価によって損害額を算出します。 ※貴金属・宝石・美術品などの損害額が1個、1組または1対について30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなします。30万円を超える補償を希望される場合はお申し出ください。								
臨時費用保険金	上記①から⑦までの事故により損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。(上記①から⑦までの損害保険金の30%相当額。居住専用建物の場合:1事故につき1敷地内ごとに100万円限度。それ以外の建物の場合:1事故につき1敷地内ごとに500万円限度)								
残存物取片づけ費用保険金	上記①から⑦までの事故の際、残存物の取片づけに必要な費用(実費)をお支払いします。(上記①から⑦までの損害保険金の10%限度)								
修理付帯費用保険金	上記①から⑩までの事故の際に生じる原因調査費用(実費)や仮修理の費用(実費)などをお支払いします。(居住専用建物の場合:1事故につき1敷地内ごとにご契約金額×10%、または100万円のいずれか低い額が限度。それ以外の建物の場合:1事故につき1敷地内ごとにご契約金額×30%、または1,000万円のいずれか低い額が限度) ※通貨・預貯金証書などの盗難についてはお支払いの対象となりません。								
特別費用保険金	上記①から⑩までの事故によりご契約金額と同額の損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。(損害保険金の10%相当額。ただし1事故につき1敷地内ごとに200万円限度)								
失火見舞費用保険金	契約申込書記載の建物から発生した上記①または②の事故で、第三者の建物などに損害を与えた場合の見舞金の費用をお支払いします。(1被災世帯あたり50万円。ただし、1事故につきご契約金額の20%限度)								
地震火災費用保険金	地震等を原因とする火災により家財が全焼となった場合、または家財を収容する建物が半焼以上となった場合にお支払いします。(ご契約金額の5%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに300万円限度)								
損害防止費用	上記①から⑩までの事故による損害の発生および拡大防止のための消火活動により支出した必要または有益な費用(実費)をお支払いします。								
ドアロック交換費用保険金	日本国内において契約申込書記載の建物のドアの鍵が盗まれた場合、ドアロック(錠)の交換に必要な費用をお支払いします。(1事故につき合計200万円限度。ただし、1つのドアロック(錠)あたり3万円限度)								
水道管修理費用保険金	水道管が凍結によりこわれた場合、修理費用(実費)をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに10万円限度)								
地震保険の保険金	～地震保険をご契約の場合に限り～ <table border="1"> <tr> <th>損害の程度</th> <th>保険金のお支払額</th> </tr> <tr> <td>全損のとき</td> <td>地震保険ご契約金額の100%(時価が限度)</td> </tr> <tr> <td>半損のとき</td> <td>地震保険ご契約金額の50%(時価の50%が限度)</td> </tr> <tr> <td>一部損のとき</td> <td>地震保険ご契約金額の5%(時価の5%が限度)</td> </tr> </table> 地震等を原因とする火災・損壊・埋没または流失によって、ご契約の家財に損害が生じた場合、損害の程度により、右記の金額をお支払いします。	損害の程度	保険金のお支払額	全損のとき	地震保険ご契約金額の100%(時価が限度)	半損のとき	地震保険ご契約金額の50%(時価の50%が限度)	一部損のとき	地震保険ご契約金額の5%(時価の5%が限度)
損害の程度	保険金のお支払額								
全損のとき	地震保険ご契約金額の100%(時価が限度)								
半損のとき	地震保険ご契約金額の50%(時価の50%が限度)								
一部損のとき	地震保険ご契約金額の5%(時価の5%が限度)								
個人賠償責任保険金	次の偶然な事故により、ご本人*3、ご家族*4またはご本人の同居人の方*5が他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担されることによって支払うべき損害賠償金*6をお支払いします(1事故につき個人賠償責任支払限度額が限度)。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。 ①日常生活にかかわる偶然な事故(海外での事故を含みます。) ②契約申込書記載の住宅の所有、使用、管理に起因する偶然な事故 *3 契約申込書の「本人の指定」欄に記載される方をいいます。 *4 ご本人の配偶者の方、ご本人またはその配偶者の方と生計を共にする同居のご親族、ご本人またはその配偶者の方と生計を共にする別居の未婚のお子様(婚姻歴のない方)をいいます。 *5 賃貸借契約書に明記された同居人の方に限ります。 *6 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。								
借家人賠償責任保険金	偶然な事故により、借用された契約申込書記載の建物・戸室に損害が生じた場合に、被保険者*7または被保険者の同居人の方*8が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担されることによって支払うべき損害賠償金*9をお支払いします(1事故につき借家人賠償責任支払限度額が限度)。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。 *7 契約申込書の「賠償被保険者」欄に記載される方をいいます。 *8 賃貸借契約書に明記された同居人の方に限ります。 *9 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。								
修理費用保険金	偶然な事故により、借用された契約申込書記載の建物・戸室に損害が生じた場合に、被保険者*10または被保険者の同居人の方*11が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担されることによって支払うべき修理費用(実費)をお支払いします。(1事故につき自己負担額3,000円、支払限度額300万円限度) *10 契約申込書の「賠償被保険者」欄に記載される方をいいます。 *11 賃貸借契約書に明記された同居人の方に限ります。								

保険金をお支払いできない主な場合

家財の補償	●故意、重大な過失、法令違反 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質の有害な特性による損害 ●地震等(ただし、地震火災費用保険金はお支払いします。) ●差押え、没収などの公権力の行使 ●欠陥、自然の消耗・劣化、さび、かび・腐食その他類似の事由、虫食い ●加工・修理または調整中の作業上の過失・技術の拙劣 ●すり傷、掻き傷、塗料のはがれなどの外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害 ※ただし、これらが契約申込書記載の建物内において盗難され損害が生じたときには、次の額を限度に損害保険金をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに、通貨・小切手50万円、預貯金証書200万円またはご契約金額のいずれか低い額、乗車券等5万円) ③有価証券、印紙、切手 ④義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物 ⑤動物、植物などの生物 ⑥稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物 ⑦テープ、カード、ディスク、ドラムなどのコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータ類 ⑧商品およびこれに類する物	●詐欺・横領または置き忘れ・紛失 ●土地の沈下・隆起など ●風・雨・雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入 ●電球・ブラウン管などの管球類に単独に生じた損害 ●楽器の弦の切断、または打楽器の打皮の破損 ●楽器の音色や音質の変化 ●建物から一時的に持ち出した自転車または原動機付自転車の盗難
地震の補償	●故意、重大な過失、法令違反 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質の有害な特性による損害 ※1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が6兆2,000億円を超える場合、お支払いする保険金は算出された支払保険金総額に対する6兆2,000億円の割合によって削減されることがあります。	●地震等の際における紛失または盗難 ●地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
責任の賠償	●故意 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質の有害な特性による事故 ●地震等 ●職務遂行に直接起因する事故	●同居のご親族に対する損害賠償責任 ●航空機、船舶・車両(主たる原動力が人力であるもの、原動機付身体障害者用車いすなどを除きます。)または銃器の所有、使用または管理に起因する事故 ●借用財物の損壊などについての損害賠償責任
借家人賠償責任の補償	●故意 ●すり傷、掻き傷、塗料のはがれなどの外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害 ●欠陥、自然の消耗・劣化、さび・かび・腐食その他類似の事由、虫食い ●風・雨・雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入 ●電球・ブラウン管などの管球類に単独に生じた事故	●電気的・機械的事故 ●土地の沈下・隆起 ●地震等 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質の有害な特性による事故 ●詐欺・横領 ●差押え、没収などの公権力の行使

保険金お支払い後のご契約について

損害保険金のお支払額が1回の事故でご契約金額(保険金額)(ご契約金額が再調達価額(新価)を超える場合は、再調達価額(新価)とします。)の100%の額となった場合(この場合、ご契約は損害発生時点で終了します。)を除き、保険金のお支払いが何回あってもご契約金額は満期日まで減額されません。

クーリングオフについて

「ご契約者が個人」かつ「ご契約期間が1年超」であるご契約など所定の条件を満たすご契約につきましては、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくはお申込時にお渡しする、重要事項説明書に記載されている「クーリングオフ説明書」をご覧ください。

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。**
 万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますので**ご注意ください。**
 ・**取扱代理店(ご連絡先の電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券に記載しています。)**
 ・**事故受付センター 0120-250-119【受付時間:24時間×365日】**
- 休日事故現場急行サービス**がご利用いただけます。
 休日の火災または水濡れにより、家財に損害が発生した場合に、初期対応(保険金お支払いまでの流れや補償の対象となる損害についてのご説明など)や損害状況の確認を実施します。
 ・**ご連絡は上記事故受付センターで承っています。【サービス提供時間:土日、祝日、12/31~1/3の9:00~17:00】**
- 必ず事前にご相談ください。**
 賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。
- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続きに関してご案内いたします。**
- 保険金請求権につきましては、時効(3年)がありますのでご注意ください。**

- 保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。
- 保険証券は大切に保管してください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。
- このパンフレットは「ハッピータウンⅡ」の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご用意しておりますので取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットに記載された内容を必ずその方にもお読みいただくようお願いいたします。
- ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力いただけますようお願いいたします。
- ご契約の手続きその他ご不明な点につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。
- 「ハッピータウンⅡ」はすまいの総合保険のペットネームです。

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
 お客様サポーター室 0120-919-498
 受付時間: 平日の9:00~20:00/土日、祝日の9:00~17:00
 (12/31~1/3を除きます。)
 ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

11-11-9510-M1 2014.2.10 改版 50,000 NK13-70327

家財の保険

ハッピータウンⅡ

スタンダードプラン



日本興亜損保
NKSJグループ

2014年7月改定

賃貸マンション・アパートなどにお住まいの方へ



